

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

今月のテーマ

- 年金制度の改正
- 休業中の労働者に賃金を直接給付

年金制度の改正

年金制度改革関連法案が与党や立憲民主党などの賛成多数により可決されました。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的な引き下げ（現行 500 人超→100 人超→50 人超）。
- ② 弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業については、個人事業主であっても従業員が 5 人以上の場合は適用業種になります。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付の適用

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、65 歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、毎年定時に改定されることとなります。
※現行では、65 歳以降に納付していた厚生年金保険料は、退職時または 70 歳到達時まで年金額は改定されません。
- ② 60 歳から 64 歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲の拡大
※現行では、賃金（標準報酬月額及び標準賞与額）と 1 か月分の年金の合計額が 28 万円を超えた場合、老齢厚生年金が一部または全額支給停止となりますが、基準額 28 万円から 47 万円（令和 2 年度額）に引き上げられます。なお、65 歳以上に支給される老齢厚生年金と賃金の支給調整の基準額は 47 万円。

3. 年金の受給開始年齢の拡大

65 歳から受給する老齢基礎年金・老齢厚生年金について、現行では、受給開始年齢を 66 歳から 70 歳まで遅らせることにより、増額した年金を受給することができますが（繰り下げ制度）、繰り下げできる年齢の上限が 75 歳まで引き上げられることとなり、受給開始年齢の選択肢が拡大されます。

休業中の労働者に賃金の 8 割を直接給付

新型コロナウイルスの感染拡大で業績が悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給される「雇用調整助成金」について、助成金の手続きの煩雑さなどから休業手当を払わない企業が発生し問題となっています。

このため、休業手当が支払われない中小企業の労働者に対し、賃金の 8 割程度を直接支給する新たな給付金が創設される見通しです。労働者本人がハローワークに申請して受け取ることとなります。